

平成26年第1回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年5月12日(月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	5月12日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	水野智見
	3番	戸谷裕治	4番	安藤洋一
	5番	佐藤茂	6番	山田新太郎
	7番	伊藤俊一	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	服部 康彦	政策推進課	黒川 静一
		ふるさと振興課長	寺西 隆雄		
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼総務課長	江上 文啓
		次長兼安心課	岡村 智彦	税務課長	磯野 弘幸
	民生部	部長	佐藤 一夫	次長兼住民課長	伊藤 満
		次長兼子育て推進課長	鈴木 利彦	高齢介護課	橋本 浩之
		環境課長	江場 満	保険医療課	伊藤 光彦
		健康推進課	大橋 幸一		
	産建設業部	部長	上田 実	次長兼まちづくり課	志治 正弘
		土木農政課長	伊藤 保彦		
	会計管理室	会計管理室兼会計管理室長	山本 章人		
	上下水道部	次長兼水道課	加藤 和己		
	消防本部	消防長	奥村 光司	消防署長	佐藤 安英
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	川合 保	
	生涯学習課	伊藤 保光	給食センター長	伊藤 和孝	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事 務 会 局	局 長	松岡 英雄	書 記	服部 有規
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	5 番	佐 藤 茂	7 番	伊 藤 俊 一	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 追加日程第3 議会議長の辞職
- 追加日程第4 選挙第2号 議会議長の選挙
- 追加日程第5 議会副議長の辞職
- 追加日程第6 選挙第3号 議会副議長の選挙
- 日程第7 選任第1号 議会運営委員会委員の選任
- 日程第8 選任第2号 議会常任委員会委員の選任
- 日程第9 選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任
- 追加日程第10 選挙第4号 海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙
- 追加日程第11 選挙第5号 海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙

○議長 高阪康彦君

皆さんおはようございます。

平成26年第1回蟹江町議会臨時会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまことにありがとうございます。

お手元に子育てに関するアンケート調査報告書が配付されております。

伊藤土木農政課長より葬儀のお礼と、岡村総務次長より入院の際のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、順次発言を許可します。

○土木農政課長 伊藤保彦君

皆さんおはようございます。

土木農政課長の伊藤でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言御礼を申し上げます。

恵美子の葬儀の際には皆様には大変お忙しい中ご列席、またご心配をいただきましてまことにありがとうございました。この場をおかりいたしまして御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をおかりして一言お礼申し上げます。

過日、病气入院の際は議会よりお見舞いのお心遣い、また励ましのお言葉を賜り、心よりお礼申し上げます。おかげさまで2週間で退院いたしました。4月23日から復帰し、今はもう元気になっております。今後とも健康に留意し、職務に励んでまいりますので、ご支援、ご指導を賜りますようお願いをいたします。

本当にありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

ここで、4月1日付で職員の異動がありましたので、順次自己紹介の発言を許可します。

○政策推進室長 服部康彦君

自己紹介した。

○産業建設部長 上田 実君

自己紹介した。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

自己紹介した。

○上下水道部次長兼下水道課長 加藤和己君

自己紹介した。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

自己紹介した。

○民生部次長兼住民課長 伊藤 満君

自己紹介した。

○会計管理者兼会計管理室長 山本章人君

自己紹介した。

○消防長 奥村光司君

自己紹介した。

○消防署長 佐藤安英君

自己紹介した。

○健康推進課長 大橋幸一君

自己紹介した。

○高齢介護課長 橋本浩之君

自己紹介した。

○環境課長 江場 満君

自己紹介した。

○保険医療課長 伊藤光彦君

自己紹介した。

○税務課長 磯野弘幸君

自己紹介した。

○給食センター所長 伊藤和孝君

自己紹介した。

○生涯学習課長 伊藤保光君

自己紹介した。

○議長 高阪康彦君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回蟹江町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、課長の出席を求め、書記には服部有規君を指名します。

ここで、本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長 菊地久君、お願いいたします。

○議会運営委員長 菊地 久君

議会運営委員会開きますので、お願いいたします。

○議長 高阪康彦君

それでは、本会議を暫時休憩をいたします。

(午前 9時05分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時20分)

○議長 高阪康彦君

ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

議長のご指名によりまして、ただいま開催をされました議会運営委員会の委員会報告をさせていただきますと思います。

まず、本日の臨時会の会期でございますけれども、本日1日といたします。

次に、議事日程についてであります。皆様方のお手元に配付をしてあります蟹江町議会臨時議会日程案によることといたしますが、日程の順序が変更になる場合もございますので、ご承知のほどお願いを申し上げます。

次に、愛知県の後期高齢者医療広域連合議会議員の立候補についてであります。これは今回順番がございまして、津島市と蟹江町が当番になるようでございますので、従来に倣いまして、総務民生常任委員会から立候補者を推薦をしまいたい、そのように思っております。

次に、その他についてでございますが、議会選挙、これは別紙日程を見ていただきたいと思います。何か議会選挙すぐあるみたいなこととありますが、一応従来の流れに沿いまして議会の選挙ということが、議長選挙、副議長の選挙というのがとり行われることになると思いますが、その選挙の仕方とありますが、得票数が同数になった場合の取り扱いについてでございます。これは従来と同じでございますが、私が言うまでもありませんが、抽せん箱を使用し、くじ棒を人数分用意いたします。くじを引く回数は2回とし、当選番号を1番といたします。第1回目にくじを引く順序を決め、第2回目で確定のくじを引きます。くじを引く順序を決めるためのくじは年長議員から引くことといたしますということとあります。これはそのときに、議長選挙があったときにこのような形でお話があると思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、議員互助会についてでございますけれども、臨時議会終了後に議員互助会役員会及び同総会を開催いたします。協議内容は、25年度事業報告及び収支決算、26年度事業計画及び収支予算についてでございます。

以上、報告とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

どうもありがとうございます。

(10番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番佐藤茂君、7番伊藤俊一君を指名いたします。

○議長 高阪康彦君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで、各派の調整が必要ですので、各派代表者会をお願いしたいと思います。各代表者の方は会議室にご参集ください。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前 9時25分)

○副議長 山田新太郎君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時35分)

○副議長 山田新太郎君

これより、議長にかわり、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

先ほど、高阪康彦君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長 山田新太郎君

追加日程第3 「議会議長の辞職」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、高阪康彦君の除斥を求めます。

(13番議員退席)

辞職願を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、朗読をさせていただきます。

辞職願。

蟹江町議会副議長、山田新太郎殿。

このたび一身上の都合により議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

平成26年5月12日、蟹江町議会議長、高阪康彦。

以上でございます。

○副議長 山田新太郎君

お諮りします。

高阪康彦君の議長の辞職を許可することについてご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、高阪康彦君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

高阪康彦君の除斥を解きます。

(13番議員入場)

ここで、高阪康彦君の議長辞職の挨拶を許可いたします。高阪康彦君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○13番 高阪康彦君

1年間議長という大役を務めさせていただきました。大過なく何事も無事に済みましたのも、議員各位のご協力があったものと改めて感謝を申し上げます。

この1年間、本当にいろいろな経験をさせていただきました。私にとりましていい思い出ともなりますし、個人的にも平成25年度というのは私の生涯の中でも歴史に残る1ページになったんじゃないかなと思っています。

議会的には一番大事なことというのは、議会基本条例が条例化されたということであります。これは先代の中村議長が本当に一生懸命ルールを敷いていただきまして、私はそのルールを受け継ぎ条例化したということでございます。今年度はそれを実践していくという年になるかと思っておりますので、次の議長には頑張ってほしいと、当然協力をせないかんと考えておりますけれども、この議会基本条例というのは、本当に二元制の一翼を占める議会の地位の向上といいますか、我々議員もそうですけれども、そういった意味は必ず私はそういうふうに通くものと思っております。

理事者側のほうには強大な権利、優秀なスタッフとか情報が多いので、我々議会が本当に

それに対峙するのは大変だと思いますし、また、反問権も与えましたことですので、より一層勉強して我々の議会が本当に住民から認められて、我々の地位の向上、議員の向上ができればいいかなというふうに思っております。

ちょっと挨拶が長くなりましたけれども、改めまして皆様に感謝を申し上げて、私の退任の挨拶とさせていただきます。

1年ありがとうございました。

(13番議員降壇)

○副議長 山田新太郎君

ここで、各派代表者会をお願いしたいと思いますので、各代表者の方は会議室にご参集ください。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前 9時41分)

○副議長 山田新太郎君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時12分)

○副議長 山田新太郎君

議長が欠けております。

お諮りします。

選挙第2号「議会議長の選挙」を日程に追加し、各派代表会議で投票を行うことに決定しました。日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに異議がありますか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙第2号「議会議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

○副議長 山田新太郎君

追加日程第4 選挙第2号「議会議長の選挙」を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に安藤洋一君、松本正美君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席の1番より順次投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

安藤洋一君、松本正美君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票数14票

有効投票 13票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

吉田正昭君 13票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、吉田正昭君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました吉田君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長就任の挨拶を許可いたします。吉田正昭君、ご登壇してください。

(12番議員登壇)

○12番 吉田正昭君

ただいま、皆様のお力により議長に当選させていただきましてまことにありがとうございます。

まだまだ未熟な私ではありますが、皆様の期待に応えられますよう一生懸命務めさせていただきます。

さて、議会の活動の新しい試みとして、今年度から町民の皆様に議会報告会を開催することも決まっておりますが、しかし、1年間を通しての議会の日々の活動は非常に大切です。議員の皆様の一々のご協力をいただきながら、また、未熟なところはアドバイスをいただきながら、この1年間議会運営を進めていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

また、行政とは議会と理事者がともに切磋琢磨して前に進めることと思っております。議員の皆様と理事者の皆様とともに蟹江町の発展のために、議長という大役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(12番議員降壇)

○副議長 山田新太郎君

どうもありがとうございました。

これを持ちまして、新議長と交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

ここで、議長と後退する間、暫時休憩といたします。

(午前10時24分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時25分)

○議長 吉田正昭君

ここで、各派の調整が必要ですので、各派代表者会をお願いしたいと思います。各代表者の方は会議室にご参集ください。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前10時25分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時31分)

○議長 吉田正昭君

先ほど、山田新太郎君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第5 「議会副議長の辞職」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山田新太郎君の除斥を求めます。

(6番議員退席)

辞職願を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、朗読をさせていただきます。

辞職願。

蟹江町議会議長、吉田正昭殿。

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいから、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

平成26年5月12日、蟹江町議会副議長、山田新太郎でございます。

○議長 吉田正昭君

お諮りします。

山田新太郎君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、山田新太郎君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

山田新太郎君の除斥を解きます。

(6番議員入場)

ここで、山田新太郎君の副議長辞職の挨拶を許可いたします。山田新太郎君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○6番 山田新太郎君

ご挨拶を申し上げます。

私、高阪議長を手助けしたと思いますんですが、させていただきまして、前年度議会条例及び倫理条例が成立できたこと、非常に喜んでおります。議長からのご挨拶もありましたが、私にとっても記念すべき1年だったと思います。

どうも皆様ありがとうございました。

(6番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

選挙第3号「議会副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第3号「議会副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第6 選挙第3号「議会副議長の選挙」を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に佐藤茂君、戸谷裕治君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席の1番より順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

佐藤茂君、戸谷裕治君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票

有効投票 13票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

松本正美君 8票

山田新太郎君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、松本正美君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選されました松本正美君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

副議長就任の挨拶を許可いたします。松本正美君、ご登壇してください。

(1番議員登壇)

○1番 松本正美君

ただいま副議長に選ばれました松本正美でございます。

蟹江町の発展のために、新議長の吉田さんを補佐し、そして蟹江町のすばらしい時代が迎えられるようしっかりと頑張っていきたいと思いますので、どうか皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

(1番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

ここで、各派代表者会をお願いしたいと思いますので、代表者の方は会議室にご参集ください。

休憩中に各課長、所長及び消防署長の退席を許可いたします。

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午前10時45分)

○議長 吉田正昭君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時08分)

○議長 吉田正昭君

日程第7 選任第1号「議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで所属氏名を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、朗読をさせていただきます。

名簿につきましては議席順となっておりますので、よろしくお願いをいたします。戸谷裕治議員、伊藤俊一議員、菊地久議員、奥田信宏議員、高阪康彦議員の5名でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 吉田正昭君

日程第8 選任第2号「議会常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会常任委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、朗読をさせていただきます。こちらにつきましても、議席順でございますので、よろしくお願いをいたします。

総務民生常任委員会委員、水野智見議員、戸谷裕治議員、佐藤茂議員、山田新太郎議員、黒川勝好議員、菊地久議員、高阪康彦議員の7名でございます。

続きまして、防災建設常任委員会でございます。松本正美議員、安藤洋一議員、伊藤俊一議員、中村英子議員、奥田信宏議員、吉田正昭議員、大原龍彦議員の7名でございます。

以上でございます。

○議長 吉田正昭君

次に、日程第9 選任第3号「議会広報編集委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会広報編集委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定を準用し、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会の委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

こちらにつきましても、議席順でございますので、よろしくお願いいたします。

水野智見議員、安藤洋一議員、佐藤茂議員、山田新太郎議員、黒川勝好議員の5名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 吉田正昭君

ここで、本会議を暫時休憩し、各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

念のため申し上げますが、委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、その職務はそれぞれ年長委員により行うことになっております。

なお、正副委員長が決まりましたら議長へ報告をしてください。

委員会ごとの部屋割をいたします。最初に議会運営委員会を会議室で行い、終わりましたら総務民生常任委員会を会議室、防災建設常任委員会は協議会室、以上が終わりましたら、議会広報編集委員会を協議会室で順次行います。

それでは、暫時休憩といたします。

(午後 1時13分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時52分)

○議長 吉田正昭君

ただいま開催されました各常任委員会等の正副委員長が互選されましたので、報告します。

議会運営委員会の委員長に奥田信宏君、同副委員長に菊地久君。

総務民生常任委員会の委員長に黒川勝好君、同副委員長に佐藤茂君。

防災建設常任委員会の委員長に大原龍彦君、同副委員長に安藤洋一君。

議会広報編集委員会の委員長に山田新太郎君、同副委員長に水野智見君であります。

以上であります。

○議長 吉田正昭君

お諮りします。

本日の追加日程として、予定しております日程第10、日程第13及び日程第14につきましては継続して同じ議員に行っていただくことになりましたので、日程に追加するのを削除し、海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙、海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙を追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙、海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。お諮りします。

選挙第4号「海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙」、選挙第5号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、2案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

追加日程10 選挙第4号「海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙」を行います。選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

選挙第4号「海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙」。

海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

平成26年5月12日提出、蟹江町議会。

選挙理由でございます。吉田正昭議員の辞職によりまして、組合規約第5条第4項の規定による組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるためでございます。辞職前におきましては、吉田正昭議員に組合議員をお願いしましたが、辞職による補欠選挙になります。

なお、在任期間としましては、組合任期でございます27年3月31日までとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 吉田正昭君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第108条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。
海部地区急病診療所組合議会議員に黒川勝好君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました黒川勝好君を海部地区急病診療所組合議会議員の
当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました黒川勝好君が海部地区急病診療所組合
議会議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました黒川勝好君が議場におられま
すので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 吉田正昭君

追加日程第11 選挙第5号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。
選挙の理由を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

選挙第5号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」。

海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙を行うものとする。

平成26年5月12日提出。

今回1人の辞職によります選挙になります。

選挙理由でございます。松本正美議員の辞職により、組合規約第5条第3項の規定による
組合議会議員の補欠選挙を行う必要があるためでございます。

参考としまして、組合任期でございます27年3月31日までが残任期間となっておりますの
で、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長 吉田正昭君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたい
と思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしまし
た。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議あ
りませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。
海部南部広域事務組合議会議員に山田新太郎君を指名いたします。
お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました山田新太郎君を海部南部広域事務組合議会議員の
当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました山田新太郎君が海部南部広域事務組合
議会議員に当選されました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました山田新太郎君が議場におられま
すので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上で、本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。したがって、平成26
年第1回蟹江町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時00分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会前議長 高 阪 康 彦

蟹江町議会議長 吉 田 正 昭

蟹江町議会前副議長 山 田 新 太 郎

5 番 議 員 佐 藤 茂

7 番 議 員 伊 藤 俊 一